

福井県報

号外第 59 号
令和 7 年
7 月 1 1 日(金)
火曜日発行

— 目 次 —

目次（※は県例規集掲載事項）

規 則

- ※福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則（46・税務課）……………2
- ※福井県いじめ再調査委員会規則（47・大学私学課）……………2

訓 令

- ※県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令（17・税務課）……………4

教育委員会規則

- ※福井県いじめ調査専門委員会規則（8・高校教育課）……………5

選挙管理委員会告示

- ※公職選挙運動管理規程の一部を改正する告示（96）……………6

規 則

福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月11日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第46号

福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則

福井県県税条例施行規則（昭和37年福井県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(様式)</p> <p>第65条 ゴルフ場利用税について作成する書面のうち、次の表の左欄に掲げるものの書式および作成の方法は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式の定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">書面の種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 法第75条の2、第75条の3または法附則第12条の2の2の規定による申請書（非課税適用申請書）</td> <td>別記様式第95号</td> </tr> <tr> <td>2の2 法第75条の3第1号または法附則第12条の2の2の規定による証明書（国民スポーツ大会（国際競技大会）に係る利用証明書）</td> <td>別記様式第96号</td> </tr> <tr> <td>2の3～13 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	書面の種類	様式	1 (略)	(略)	2 法第75条の2、第75条の3または法附則第12条の2の2の規定による申請書（非課税適用申請書）	別記様式第95号	2の2 法第75条の3第1号または法附則第12条の2の2の規定による証明書（国民スポーツ大会（国際競技大会）に係る利用証明書）	別記様式第96号	2の3～13 (略)	(略)	<p>(様式)</p> <p>第65条 ゴルフ場利用税について作成する書面のうち、次の表の左欄に掲げるものの書式および作成の方法は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式の定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">書面の種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 法第75条の2、第75条の3または法附則第12条の2の規定による申請書（非課税適用申請書）</td> <td>別記様式第95号</td> </tr> <tr> <td>2の2 法第75条の3第1号または法附則第12条の2の規定による証明書（国民スポーツ大会（国際競技大会）に係る利用証明書）</td> <td>別記様式第96号</td> </tr> <tr> <td>2の3～13 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	書面の種類	様式	1 (略)	(略)	2 法第75条の2、第75条の3または法附則第12条の2の規定による申請書（非課税適用申請書）	別記様式第95号	2の2 法第75条の3第1号または法附則第12条の2の規定による証明書（国民スポーツ大会（国際競技大会）に係る利用証明書）	別記様式第96号	2の3～13 (略)	(略)
書面の種類	様式																				
1 (略)	(略)																				
2 法第75条の2、第75条の3または法附則第12条の2の2の規定による申請書（非課税適用申請書）	別記様式第95号																				
2の2 法第75条の3第1号または法附則第12条の2の2の規定による証明書（国民スポーツ大会（国際競技大会）に係る利用証明書）	別記様式第96号																				
2の3～13 (略)	(略)																				
書面の種類	様式																				
1 (略)	(略)																				
2 法第75条の2、第75条の3または法附則第12条の2の規定による申請書（非課税適用申請書）	別記様式第95号																				
2の2 法第75条の3第1号または法附則第12条の2の規定による証明書（国民スポーツ大会（国際競技大会）に係る利用証明書）	別記様式第96号																				
2の3～13 (略)	(略)																				

様式第63号中「第48条第3項本文」を「第739条の5第3項本文」に、「第48条第1項」を「第739条の5第1項」に、「第48条第3項ただし書」を「第739条の5第3項ただし書」に改める。

様式第67号から様式第69号まで、様式第70号の8、様式第76号の4、様式第85号、様式第92号、様式第115号、様式第120号、様式第150号（その2）および様式第150号の2（その2）中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第65条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の福井県県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県いじめ再調査委員会規則を公布する。

令和7年7月11日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第47号

福井県いじめ再調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例(昭和28年福井県条例第26号)第4条の規定に基づき、福井県いじめ再調査委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関する専門的知識および経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長および副委員長)

第3条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(資料の収集)

第5条 委員会は、学校の設置者および関係学校に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部大学私学課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

福井県訓令第17号

総務部
嶺南振興局
福井県税事務所

県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月11日


福井県知事 杉本 達治

県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令

県税賦課徴収事務取扱規程（昭和38年福井県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

訓令様式第2号および訓令様式第165号の2中「」を削る。

訓令様式第169号中「」を削る。

訓令様式第173号の12（その1）および訓令様式第173号の12（その2）中「」を削る。

訓令様式第215号中「」を削る。

訓令様式第216号中「」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年7月11日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の県税賦課徴収事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

教育委員会規則

福井県いじめ調査専門委員会規則を公布する。

令和7年7月11日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第8号

福井県いじめ調査専門委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和28年福井県条例第26号）第4条の規定に基づき、福井県いじめ調査専門委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関する専門的知識および経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長および副委員長)

第3条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(資料の収集)

第5条 委員会は、教育委員会および関係学校に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育庁高校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第96号

公職選挙運動管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年7月11日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

公職選挙運動管理規程の一部を改正する告示

公職選挙運動管理規程（昭和29年福井県選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(ポスター掲示場の設置等) 第6条 (略) 2 ポスター掲示場に法第143条第1項第5号のポスター（以下この章において「ポスター」という。）を掲示することができる区画の数は、あらかじめ県の委員会が定め、市町の選挙管理委員会（以下「市町の委員会」という。）に通知する。 3～5 (略)	(ポスター掲示場の設置等) 第6条 (略) 2 ポスター掲示場に法第143条第1項第4号の3および第5号のポスター（以下この章において「ポスター」という。）を掲示することができる区画の数は、あらかじめ県の委員会が定め、市町の選挙管理委員会（以下「市町の委員会」という。）に通知する。 3～5 (略)

第5号様式の8備考4(2)アの算式中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同様式備考4(2)イの算式中「586,905円」を「609,690円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

第5号様式の9備考4(2)ア中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同様式備考4(2)イの算式中「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改める。

第5号様式の10その2（別紙）備考2(1)の算式中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同様式（別紙）備考2(2)の算式中「586,905円」を「609,690円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

第5号様式の10その3（別紙）備考1(1)中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同様式（別紙）備考1(2)の算式中「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年7月11日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の公職選挙運動管理規程の規定（第6条第2項の規定を除く。）は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。